

## 「第2期川口市地域福祉計画」の見直し案についての意見募集結果

①意見募集期間	平成31年1月22日から平成31年2月22日まで		
②意見提出者	5名		
③意見件数	12件		
④意見概要と市の考え方			
No	意見概要	市の考え方	案の修正
1	9月議会において川口市の障害者雇用水増し報道に関する質問と答弁があったが、第2期川口市地域福祉計画の見直し案において障害者雇用に関する記載がないので障害者雇用促進の文言を記載する必要があるのではないか。	ご指摘の記載につきましては、川口市障害者福祉計画において、障害者の雇用・就労の促進を推進事業として記載しておりますことから、本計画におきましても、P57「基本目標3 取組方針(2) ②障害者・高齢者の就労機会の拡大」の項目において、行政の取組例に、「障害者の就労支援策の推進」という記載を追記いたします。	有
2	第2期川口市地域福祉計画の見直し案全体を通して障害者差別解消法に基づいた記載がない。同法に記載のある「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」を必要箇所に盛り込んで計画策定を進めて欲しい。	ご指摘の記載につきましては、川口市障害者福祉計画において、障害者の権利擁護と合理的配慮への取組みを推進事業として記載しておりますことから、本計画におきましても、P59「基本目標3 取組方針(3) ①権利擁護の推進」の項目において、行政の取組例に、「権利擁護体制の充実」という記載を追記いたします。	有
3	P52に「差別・偏見を解消する取組」の中で、「障害があること、日本で生活する外国人であること、性的マイノリティ(LGBT等)であることなどにより、社会で困難な状況に置かれている人に対しては、人権尊重の観点から配慮、意識啓発も行っていきます。」とあるが、日本で生活する外国人及び性的マイノリティは本計画に記載する分野ではないので障害があることのみを記載すべきではないか。	ご指摘の記載につきましては、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深める「こころのバリアフリー」を実現することが、地域福祉の推進にもつながるものと考え、他課が策定する計画や指針における考え方や表記などを考慮しつつ、障害があることだけでなく、性的マイノリティや日本で生活する外国人についても記載したものです。	無
4	P25「基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり」において「地域におけるこうした様々な問題・課題に対して、これを解決・支援していくためには、地域住民やNPO・ボランティア団体等の市民組織、社会福祉協議会・企業等の社会福祉事業者がそれぞれの立場から身近な問題として捉え、互いに協力し合えるような仕組みの構築が不可欠です。」との文言があり、この中に「企業等の社会福祉事業者」とあるが、一般の事業者や商工団体等も明記する必要があるのではないか。	一般の事業者や商工団体等につきましては、「企業等の社会福祉事業者」に含まれたものと解釈し明記はしていないものです。	無

5	見直し後の第2期川口市地域福祉計画の推進について、福祉部だけでなく庁内全てで横断的に取り組む旨を明記する必要があるのではないか。	<p>本計画は本市地域福祉に係る理念や方向性を示したものであり、ご指摘のとおり、計画の推進は福祉部だけでなく全庁的に取り組むものであると考えております。</p> <p>P4「3 本計画の位置づけと範囲」の中で示したとおり、本計画は他計画や他施策との調和が必要なため、今回の見直しも、庁内他課と緊密に調整・確認を行いながら、全庁的に進めて参りました。</p> <p>また、策定後は全課に計画書を配布し、計画期間における取組の評価も全庁的に実施していくことから、計画書への記載はしないものです。</p>	無
6	P32「基本目標1取組方針(2)地域コミュニティの創造・強化②地域住民の交流の促進」にある行政の取組例で「市民が自由に立ち寄れるスペースの確保」とあるが、こども食堂として公民館を活用することや公民館の登録団体と連携することで気軽に公民館を活用できるようになることが重要なので、取組例に公民館の活用の記載をしたほうが良いのではないかと。	<p>公民館の料理実習室は調理技能を学習するための施設であり、不特定多数の人に食事提供を行うためのものではありません。</p> <p>また、公民館の利用につきましては、活動目的や会員の構成、人数など一定の条件がございます。</p> <p>以上のことから、本計画への具体的な記載は控えさせていただきますが、今後も、地域福祉の推進のため、公民館のよりよい活用を目指し、関係部局と調整して参ります。</p>	無
7	P26基本目標1取組方針(1)「多様な分野との連携」において、活動を行う際の場の提供に関し、公民館やスポーツ施設等を参考になにかしらの改善が必要なのではないかと。	<p>本計画は本市地域福祉に係る理念や方向性を示したものでありますことから、本計画への具体的な記載は控えさせていただきますが、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
8	P44基本目標1取組方針(4)地域の見守り活動の推進②孤立・孤独を防ぐ地域の活動において外出できる人は外出することが大事であり、一人でも外出しやすくなるような施策(中小零細企業が経営しているカフェやレストランの情報やクーポンの提供など)が必要なのではないかと。	<p>本計画は本市地域福祉に係る理念や方向性を示したものでありますことから、本計画への具体的な記載は控えさせていただきますが、貴重なご意見として、今後新たな施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	無

9	<p>①公民館でのこども食堂開催を希望する団体が多い、②市内の空き家の活用などを本格化させるには行政が直接サポートする外形が望ましいという理由からP38基本目標1取組方針(3)子育て支援の地域づくりにおいて地域の取組例にある「こども食堂のための場所の提供や物資等の支援」の記載を行政の取組例にも記載する必要があるのではないかと。</p>	<p>公民館でこども食堂を開催することについての本市の考え方は、No. 6で回答したとおりです。 また、市内の空き家の活用につきましては、本市の不動産流通が活発であることから民間同士の契約による活用が適切であると考え、本市がなんらかの形で空き家を提供することは、これにそぐわないものと考えております。 以上のことから、本計画への具体的な記載は控えさせていただきますが、子ども食堂に関する貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
10	こども食堂マップを作成してほしい。	<p>本計画は本市地域福祉に係る理念や方向性を示したものであることから、本計画への具体的な記載は控えさせていただきますが、貴重なご意見として関係部局へ伝えて参ります。</p>	無
11	P28、P64の「若年性認知症」という部分を「若年性認知症・高次脳機能障害」と記載の変更をしてほしい。	<p>「若年性認知症」の記載につきましては、福祉ニーズの多様化・複雑化の一つとして例示したものであり、他の表現とのバランスもございますことから、若年性認知症のみの記載とさせていただきます。</p>	無
12	P55基本目標3取組方針(1)バリアフリー化の推進②移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進において「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」の方の情報伝達手段のバリアフリー化を推進していくことを記載してほしい。	<p>ご意見内容につきましては、川口市障害者福祉計画において意思疎通支援事業を推進事業として記載しておりますことから、本計画におきましては、当該項目の行政の取組例に「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の方の情報伝達手段のバリアフリー化の推進」という記載を追記いたします。</p>	有